

2 姉川流域の水利

○出雲井と姉川合同井堰

◆出雲井と郷里井の水利慣行

姉川の中流にかかる今莊橋付近にあった郷里井には、戦国時代から江戸時代にかけて、「郷里井は、渇水時に限り、伊吹山の麓付近にある上流の出雲井を、6月以降年に三度まで落としてもよい」という特例的な慣例がありました。

通常の井堰かんがいは、「上流優先」が原則です。

下流の郷里井が、上流の出雲井を切る権利を認められた理由の一説として、戦国時代当時、近江国の守護大名だった京極高次の側近であった上坂家信は、郷里井に絶大な権力を誇っており、その政治権力を利用してこのような慣例が出来上がった、とする考えがあります。『出雲井落



▲水争いで使われていたとされるワラの兜 [提供：米原市]

としという、通常ありえない慣行は、このような政治的な圧力が働かないかぎり実現し得ないものなのです。

(※1)』

※引用1「特集 湖北用水史」、『みーなーびわ湖から』126号, p.15



▲伊吹周辺の井堰と分水 [山東・伊吹 田園空間博物館 構想資料を参考に、国土地理院 シームレス空中写真を加工]

◆姉川合同井堰

昭和25年9月の「ジェーン台風」により、姉川から取水していた20カ所の井堰が流失しました。そのため、翌年に災害復旧事業として、かんがい期で最大毎秒3トンもの水が取水される合同井堰の建設と、全長8,000m以上の連絡用水路が設置されることとなりました。

連絡用水路が分岐する地点には、分水工が設けられます。合同井堰で姉川本流から用水路に分水された水は、まず「小田分水」で3つの流路に分かれます。最も南側へ通じる水路の先には「^{やないだ}間田五川分水」があり、文字通り5つの水路に分岐します。

一方、小田分水から北側へ向かう水路の先には「井之口円形分水」があります。サイホンの原理で、一度地下に潜った水が、円形の分水工で再び地表に表れた後、決められた配分で用水が分配されます。その他、「七尾分水」では、同じくサイホンの原理によって姉川の対岸に分水されています。

こうして、旧伊吹町、旧山東町、旧浅井町、旧長浜市にまたがる約850haを受益地とした井堰が統合さ



▲井之口円形分水（米原市）【提供：米原市】

れました。恒久的な分水施設が完成した結果、出雲井や郷里井などで発生していた激しい対立は、解消されました。

(参考)

『特集 湖北用水史』、『みーなーびわ湖からー』
126号, p.14-19, 26-30, 長浜みーな協会
米原市経済環境部環境保全課編 (2012)
『スローウォーターな暮らし』p.7-12,
仁連 孝昭監修, 米原市経済環境部環境
保全課
滋賀県史編さん委員会編 (1976)『滋賀
県史 昭和編 第3巻 農林編』p.203-204,
滋賀県
滋賀県耕地指導課編 (1984)『滋賀の土
地改良』p.392-393, 滋賀県耕地指導課



▲姉川合同井堰（米原市）
【提供：米原市】



▲間田五川分水（米原市）【提供：米原市】



▲小田分水（米原市）【提供：米原市】